

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【公表番号】特表2001-519067(P2001-519067A)

【公表日】平成13年10月16日(2001.10.16)

【出願番号】特願平10-543126

【国際特許分類第7版】

G 06 F 12/00

G 06 F 13/00

【F I】

G 06 F 12/00 546K

G 06 F 13/00 540R

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月9日(2005.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成17年 3月 9日

特許庁長官 殿



1. 事件の表示

平成10年特許願第543126号

2. 補正をする者

名 称 ウェブティーヴィー・ネットワークス・インコーポレーテッド

3. 代 理 人

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル206区
ユアサハラ法律特許事務所

電 話 3270-6641~6

氏 名 (8970) 弁理士 社 本 一 夫



住 所 同 所

担当者氏名 (9106) 弁理士 田 中 英 夫



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

特許請求の範囲を別紙の通りに補正する。



記

1. プロキシにおけるヒットを追跡する方法であって、前記プロキシは、最後に要求された文書を内部に記憶してある文書キャッシュを含み、前記プロキシがクライアントおよびリモート・サーバに結合されている方法において、

前記プロキシが、前記文書キャッシュによって処理されるクライアント要求に関する情報を維持するステップと、

前記プロキシが文書に対するクライアント要求を受信するステップと、

前記プロキシが、前記クライアント要求をその文書から処理すべきか、又は前記クライアント要求を他のサーバに送るべきかを決定するステップと、

前記クライアント要求が前記文書キャッシュから処理される場合にカウントを更新するステップと、

前記プロキシが、リモート・サイト運営管理者に前記情報を提供するステップと、

を含む方法。

2. 前記情報が、特定の文書に対するクライアント要求が前記文書キャッシュから処理された回数を表わすカウントを含む、請求項1に記載の方法。

3. 前記情報が、前記カウントが対応する時間期間を識別するタイムスタンプを含む、請求項1又は2に記載の方法。

4. 前記リモート・サイト運営管理者が前記プロキシから前記情報を要求し、それによって、前記情報をリモート・サイト運営管理者に提供するステップを開始する、請求項1～3のいずれか一つに記載の方法。

5. 前記リモート・サイト運営管理者に提供される情報が、ハイパーテキスト・マークアップ言語（H T M L）報告の形態である、請求項1～4のいずれか一つに記載の方法。

6. 前記プロキシが、前記情報をリモート・サイト運営管理者に提供するステップに先立って、前記リモート・サイト運営管理者の要求を認証する、請求項1～5のいずれか一つに記載の方法。

7. 前記情報をリモート・サイト運営管理者へ提供する前記ステップが、前記プロキシが未要請情報を当該プロキシから前記リモート・サイト運営管理者に送信するステップを更に含む、請求項1～6のいずれか一つに記載の方法。

8. ヒット蓄積サーバと1つ以上のプロキシ・サーバとを含み、該1つ以上のプロキシ・サーバの各々が、1つ以上のキャッシュ文書を記憶してあるローカル・キャッシュを含み、前記プロキシがクライアントおよびリモート・サーバに結合されているシステムにおいて、プロキシに記憶された文書に対する要求を追跡する方法であって、

プロキシ・サーバが文書に対するクライアント要求を受信するステップと、
前記文書が前記プロキシ・サーバのローカル・キャッシュから入手可能な場合、
前記プロキシが前記文書のヒットを記録するステップであって、前記プロキシ・
サーバが前記ヒット蓄積サーバに対して、前記クライアント要求が前記ローカル・
キャッシュから処理されたことを通知し、前記ヒット蓄積サーバが、前記文
書がユニフォーム・リソース・ロケータ（ＵＲＬ）パターンと対応する場合、前
記ヒットとテーブルに対する前記文書の経路とを記録するステップと、
前記文書のヒット回数の指示をリモート・サイト運営管理者に提供するステッ
プと、
を含む方法。

9. 前記プロキシ・サーバが前記蓄積サーバに通知するステップが、
前記蓄積サーバが、前記1つ以上のプロキシ・サーバにアクセス可能である共
通記憶装置を監視するステップと、
前記プロキシ・サーバが、そのローカル・キャッシュによって前記クライアン
ト要求を処理した場合、前記クライアントが要求した文書に対するＵＲＬを含む

エントリを前記共通記憶装置に記録するステップと、
を更に含む、請求項 8 に記載の方法。

10. 監視される前記URLパターンの組が、文書ヒットを追跡すべきリモート・サイト上の1つ以上のディレクトリを表わしており、更に、

前記蓄積サーバが前記エントリを検出するステップと、

前記蓄積サーバが、前記エントリ内のURLを、前記監視されるURLパターンの組と比較し、前記ヒットを記録すべきか否かを決定するステップと、
を含む、請求項 8 又は 9 に記載の方法。

11. 命令シーケンスを表わすデータを記憶した機械読み取り可能な媒体であつて、

前記命令シーケンスをプロセッサが実行した場合、前記プロセッサに、
プロキシ・サーバの文書キャッシュから処理されるクライアント要求に関する
情報を維持するステップと、

文書に対するクライアント要求を受信するステップと、

前記クライアント要求を前記文書キャッシュから処理すべきか、前記クライアント要求を他のサーバへ送るべきかを決定するステップと、

前記クライアント要求が前記文書キャッシュから処理される場合、カウントを
更新するステップと、

リモート・サイト運営管理者に前記情報を提供するステップと、
を実行させる機械読み取り可能媒体。

12. 前記情報が、特定の文書に対するクライアント要求が前記文書キャッシュ
から処理された回数を表わすカウントを含む、請求項 11 に記載の機械読み取り
可能媒体。

13. 前記情報が、前記カウントが対応する時間期間を識別するタイムスタンプ
を含む、請求項 11 又は 12 に記載の機械読み取り可能媒体。